

国内外貨建債券取引約款 新旧対照表

(下線部分変更)

現 行	改 正
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 (省 略)</p> <p>2 有価証券の保護預り取引又は振替決済取引に基づき当社に保管された国内外貨建債券に関する権利義務関係は、本約款の定めがある場合を除き、「大和証券保護預り・振替決済口座管理約款」に定めるところによるものとします。</p> <p>(受渡期日)</p> <p>第2条 受渡期日は申込者が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して4営業日目とします。</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第9条 この約款の条項中、<u>当社から諾否の回答期限を定めて変更の申入れがあった場合において、申込者が所定の期間中に異議の申出をしなかったときは、その変更に同意したものとします。</u></p> <p>附 則 この約款は、平成18年5月19日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>2 有価証券の保護預り取引又は振替決済取引に基づき当社に保管された国内外貨建債券に関する権利義務関係は、<u>この約款の定めがある場合を除き、「大和証券保護預り・振替決済口座管理約款」に定めるところによるものとします。</u></p> <p>(受渡期日)</p> <p>第2条 受渡期日は申込者が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して3営業日目とします。</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第9条 この約款は、<u>法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>附 則 この約款は、2020年4月1日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>